

my d a i zメンバーコネクト規約

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 このmy d a i zメンバーコネクト規約（以下「本規約」といいます）は、ドコモから本サービス（第2条第15号で定義します）の提供を受けてコンテンツ（第2条第18号で定義します）をお客さま（第2条第12号で定義します）に対して提供しようとする者（以下「申込者」といいます）及びmy d a i z S P（第2条第17号で定義します）と株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます）の間に適用されるものです。本サービスは、本規約の他、別途ドコモが定めるガイドライン、マニュアル、仕様、基準等（サービス追加その他何らかの事由によりドコモがこれらを変更した場合は、変更後のものを指すものとし、以下「別途ドコモが定める」との用語の解釈については同様とします。また、これらと本規約とを併せて、以下「本規約等」と総称します）に従ってドコモからmy d a i z S Pに対して提供されます。

(用語の定義)

第2条 本規約で使用する用語の解釈については、本規約の他の条項及び別紙で定めるほか、次の各号に定める定義に従うこととします。

(1) 「約款」

別途ドコモが定めるX i サービス契約約款または5Gサービス契約約款をいいます。

(2) 「s pモード」

約款に基づき、ドコモが付加機能として提供する「s pモード機能」と称する電気通信サービスをいいます。

(3) 「s pモード契約者」

ドコモとの間でs pモードの利用にかかる契約を締結している者をいいます。

(4) 「X i / 5 G契約」

約款に基づくX i 契約、X i コピキタス契約又は5 G契約をいいます。

(5) 「ドコモ回線契約者」

ドコモとの間でX i / 5 G契約を締結している者をいいます。

(6) 「非ドコモ回線契約者」

ドコモ回線契約者以外の者をいいます。

(7) 「my d a i z（無料）」

別途ドコモが定める「my d a i z利用規約」に基づきドコモが提供する、本アプリに

より無料で利用できるサービスをいいます。

(8) 「my d a i z (月額コース)」

別途ドコモが定める「my d a i z (月額コース) 利用規約」に基づきドコモが提供する、非ドコモ回線契約者を対象とする本アプリにより有料で利用できるサービスをいいます。

(9) 「my d a i z / i コンシェル (月額コース)」

別途ドコモが定める s p モードのご利用に適用される約款、s p モードご利用規則及び s p モードご利用細則に基づきドコモが提供するサービスのうち、本アプリにより有料で利用できるものをいいます。

(10) 「my d a i z / i コンシェル (30日コース)」

別途ドコモが定める「my d a i z / i コンシェル (30日コース) 利用規約」に基づきドコモが提供するサービスのうち、本アプリにより有料で利用できるものをいいます。

(11) 「my d a i z」

「my d a i z (無料)」、「my d a i z (月額コース)」、「my d a i z / i コンシェル (月額コース)」及び「my d a i z / i コンシェル (30日コース)」の総称をいいます。

(12) 「お客さま」

ドコモとの間でmy d a i z のうちいずれか一つ以上のサービスの利用にかかる契約を締結している者をいいます。

(13) 「本アプリ」

my d a i z を利用するために必要となる、ドコモ所定のアプリケーションソフトウェアをいいます。

(14) 「対応端末」

my d a i z を利用することができる端末として別途ドコモが指定する端末をいいます。

(15) 「本サービス」

本規約に基づきドコモがmy d a i z S P に提供するサービスをいいます。

(16) 「本契約」

ドコモより本サービスの提供を受けてコンテンツをお客さまに対して提供することを希望する申込者とドコモとの間で本規約に基づき締結される契約をいいます。

(17) 「my d a i z S P」

ドコモとの間で本契約を締結した者をいいます。

(18) 「コンテンツ」

my d a i z S P が本アプリ内においてお客さまに提供する各種情報をいいます。

(19) 「my d a i z ポータル」

本アプリ内で全てのお客さまの画面上に表示され、かつ掲載する情報（コンテンツを含

みます) 及び掲載場所をドコモの裁量により決定することができる、本アプリ内のメンバー専用ページ以外のエリアをいいます。(詳細はコンテンツガイドラインに定めるとおりとします)

(20) 「my d a i zメンバー一覧」

お客さまによるメンバー登録を可能とするために、my d a i zの全てのメンバーを一覧で表示するmy d a i zポータル内の別途ドコモが定めるエリアをいいます。(詳細はコンテンツガイドラインに定めるとおりとします)

(21) 「メンバー」

my d a i zメンバー一覧に表示される名称において、my d a i z S Pがコンテンツを提供する単位をいいます。

(22) 「メンバー登録」

お客さまが特定のメンバーからコンテンツの提供を受けることを目的として本アプリ上で行う、ドコモ所定の登録、設定をいいます。

(23) 「メンバー専用ページ」

my d a i z S Pが自己の裁量により、掲載するコンテンツ及び掲載場所を決定することができる、本アプリ内のドコモ所定のエリアをいいます。なお、メンバー専用ページは、当該メンバーについてメンバー登録を行っていないお客さまが閲覧可能なメンバー一覧より遷移可能なページと、当該メンバーについてメンバー登録を行ったお客さまが閲覧可能なページとがあります。(詳細はコンテンツガイドラインに定めるとおりとします)

(24) 「my d a i z S P独自サービス」

my d a i z S Pが自ら提供する当該my d a i z S Pのメンバーに関するWebサイト若しくはアプリケーションソフトウェアにおいて、my d a i z S Pが提供するサービスをいいます。

(25) 「my d a i z S P独自サービス契約」

my d a i z S Pがお客さまに対してmy d a i z S P独自サービスを提供することを内容とする、my d a i z S Pとお客さまとの間で締結される契約をいいます。

(26) 「コンテンツガイドライン」

my d a i z S Pがお客さまに対してコンテンツを提供するにあたっての条件及びmy d a i z S P管理者等用サイトの利用に関する条件その他my d a i z S Pが本サービスを利用するための条件等について、本規約とは別にドコモが定めるものの総称をいいます。なお、コンテンツガイドラインが変更されたときは、変更後のコンテンツガイドラインを指します。

(27) 「位置情報」

本アプリがインストールされた対応端末に搭載されるGPS機能で取得した緯度・経度情報及び対応端末に搭載されるその他の測位機能で取得した基地局若しくはWi-

F i の情報を用いて推測される当該対応端末の所在にかかる情報をいいます。

(28) 「my d a i z S P 管理者等用サイト」

申込者（ドコモが本規約等に定めるところによりアクセスを許容した者に限ります）が本契約の申込みのためにドコモ所定の情報を登録すること、及びmy d a i z S P が本サービスを利用することを目的とするドコモ所定のW E Bサイトをいいます。

(29) 「my d a i z S P システム」

my d a i z S P が本サービスを利用するため、及びmy d a i z S P 独自サービスを提供するために自ら設置する自営端末設備又は自営電気通信設備であつて、本基盤システムと接続することにつきドコモが認めたものをいいます。

(30) 「本基盤システム」

ドコモがmy d a i z S P に対して本サービスを提供するためのドコモ所定の基盤システムをいいます。

(本規約の変更)

第3条 ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合は、30日以上予告期間を置いて、本規約を変更する旨を変更後の本規約とともに、my d a i z S P 管理者等用サイトへの掲載その他ドコモが適当と判断する方法でmy d a i z S P に通知又は周知することにより、何時でも本規約を変更することができるものとし、予告期間経過後は、ドコモが別に定める場合を除き、変更後の本規約が適用されるものとします。

(1) 本規約の変更が、my d a i z S P の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第2章 本契約

(契約の申込み)

第4条 本サービスの利用にあたっては、本規約に基づき別途ドコモとの間で本契約を締結する必要があります。

2. 申込者は、本規約の内容に承諾した上で、ドコモ所定の手続きに従って、ドコモ所定の申込書をドコモに提出することにより、本契約の申込みを行うものとします。なお、当該申込みには、my d a i z S P が提供することを希望するメンバー及びメンバー専用ページにおいて本サービスを利用して提供することを希望する当該メンバーにかかるmy d a i z S P 独自サービス（以下、総称して「メンバー等」といいます）の内容を明示するものとします。
3. 前項の申込みには、次の各号に掲げる場合に依りて、別途ドコモが定めるdアカウント規約（以下

「dアカウント規約」といいます)に基づきドコモが発行した、それぞれ当該各号に定めるdアカウント(以下、総称して「dアカウント」といいます)が必要となります。

(1) ドコモ回線契約者の場合：dアカウント規約に基づきドコモが発行したドコモ回線dアカウント(以下「ドコモ回線dアカウント」といいます)のID及びパスワード。

(2) 非ドコモ回線契約者の場合：dアカウント規約に基づきドコモが発行したキャリアフリーdアカウント(以下「キャリアフリーdアカウント」といいます)のID及びパスワード。

(契約申込の承諾)

第5条 ドコモは、次の各号に定める事由のいずれか一にでも該当する場合は、前条第2項に基づく申込者の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込者が法人ではない場合であって、別途ドコモが定める基準を満たさないとドコモが判断したとき。

(2) 申込者が、お客さまに対してメンバーの提供を行うにあたり、コンテンツガイドラインに定める条件を満たしていないとき又はそのおそれがあるとき。

(3) ドコモが技術上又は業務遂行上支障があると判断したとき。

(4) 申込者が、第14条第1項に基づき本サービスの提供を停止されたことがあるとき、又は、第10条各項に基づき本契約を解除されたことがあるとき。

(5) 申込者がドコモに対する債務(本規約等に基づく債務以外のものを含みます)の履行を現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

(6) 本契約の申込み内容に虚偽又は誤った記載があるとドコモが判断したとき。

(7) 申込者が過去に本規約等の定め違反したことがある又は違反したおそれがあるとき。

(8) ドコモの業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとドコモが判断したとき。

(9) その他ドコモが不相当と判断したとき。

2. ドコモが前条第2項に基づく本契約の申込みを承諾し、その旨をドコモ所定の方法により申込者に通知した時点で、当該申込者とドコモとの間で本契約が成立するものとします。

(契約期間等)

第6条 本契約の有効期間は、本契約の成立日から1年間とします。ただし、期間満了の60日前までにドコモ又はmy d a i z S Pのいずれからも特段の申出がない限り、期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降もまた同様とします。

2. my d a i z S Pに対する本サービスの提供開始日は、メンバー毎にドコモが定めるものとし、ドコモよりmy d a i z S Pに対して別途ドコモが定める方法により通知されるものとします。

3. 第1項の規定にかかわらず、本項、第7条、第8条、第9条第2項、第10条、第22条、第23条第2項、第25条、第27条、第28条、第35条第2項、第36条、第37条、第38条、第39条、第41条乃至第43条、第45条及び第46条の規定については、本契約の終了後もその効力は消滅せず、なお有効に存続するものとします。

(権利義務の譲渡の禁止)

第7条 my d a i z S Pは、ドコモの事前の承諾を得ることなく、本契約から生じる権利義務の一切について第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。

(契約上の地位の承継)

第8条 前条の規定は、会社合併又は会社分割等法定の原因に基づき、本契約におけるmy d a i z S Pとしての契約上の地位の承継を行う際には、適用されないものとします。ただし、my d a i z S Pは、事前に別途ドコモが定める方法に従い、ドコモに対しその旨を承継の原因となる事実を証明する書類を添えて届出るものとします。

(my d a i z S Pが行う本契約の解約・解除)

第9条 my d a i z S Pは、第6条第1項に定める本契約の有効期間の満了前に本契約の全部又は一部を解約しようとするときは、当該解約の対象となるメンバーとしてのコンテンツその他の情報・サービスの提供を終了する日（以下「メンバー終了日」といいます）の60日前までに別途ドコモが指定する申請書（以下「メンバー終了申請書」といいます）を提出するものとし、my d a i z S Pが本契約の全部を解約しようとするときは、メンバー終了申請書の提出後に、別途ドコモが指定する解約通知書をメンバー終了日の10日前までに書面にてドコモに提出するものとします。なお、本契約の全部又は一部の解約日は、メンバー終了日の属する月の翌々月末日とします。

2. my d a i z S Pは、ドコモが第43条第2項又は同条第3項に違反した場合、何らの催告をすることなく本契約の全部又は一部をただちに解除することができ、ドコモに対し被った損害の賠償を請求することができるものとします。

(ドコモが行う本契約の解除)

第10条 ドコモは、my d a i z S Pが次の各号のいずれか一にでも該当する場合、何らの催告をすることなく本契約の全部又は一部をただちに解除することができ、my d a i z S Pに対し被った損害の賠償を請求することができるものとします。

(1) 支払の停止があった場合、支払不能の状態に陥った場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあった場合。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

(3) 差押、仮差押又は滞納処分を受けた場合。

(4) my d a i z S P又はmy d a i z S Pの取締役、監査役若しくは従業員（臨時雇用の従業員を含み、以下同じとします）等が、法令等に違反した容疑で逮捕又は起訴された場合（但し、取締役若しくは監査役以外については、my d a i z S P独自サービスに関連して逮捕又は起訴された場合に限ります）。

(5) 所在が不明となった場合又は連絡が不可能となった場合。

- (6) ドコモに重大な危害又は損害を及ぼした場合。
 - (7) 本契約の申込み内容その他ドコモへの届出内容に虚偽又は誤った記載があるとドコモが判断したとき。
 - (8) ドコモが承認した申請書（第17条で定義します）の内容に反してメンバー等を提供していると認められる場合。
 - (9) 第22条に違反し又は違反したおそれがあるとドコモが判断したとき。
 - (10) 第14条第1項各号のいずれかに該当するとして本サービスの提供が停止された場合において、別途ドコモが指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しない場合。
 - (11) 正当な理由なく本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められる場合。
 - (12) その他本規約等に違反した場合。
 - (13) その他本契約を継続できないと認められる相当の事由がある場合。
2. ドコモは、前項に定める場合のほか、次の各号のいずれか一にでも該当する場合、my daiz SPに対し相当の期間を定めて当該事由を解消するよう催告を行った後、本契約の全部又は一部を解除することができ、my daiz SPに対し被った損害の賠償を請求することができるものとします。
- (1) メンバー等について、苦情が多発した場合。
 - (2) メンバー等について、地方自治体、教育委員会、学校等公共機関又はそれに準ずる機関からドコモに解約、変更その他の要請があった場合。
 - (3) ドコモの業務の遂行上支障があるとドコモが認めた場合。
3. ドコモは、前各項に基づき本契約を解除したことにより、my daiz SP、お客さまその他の第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。

第3章 本サービスの提供

（本サービスの概要）

第11条 本規約等に基づきドコモがmy daiz SPに対して提供する本サービスの機能は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本サービスの詳細は、コンテンツガイドラインに従うものとします。

- (1) 基本情報管理機能：メンバーの名称、メンバーを表すアイコン、メンバーについての紹介文、メンバーの利用に関する特約等を登録することを可能とする機能
- (2) メンバー専用ページコンテンツ登録及び更新機能：メンバー専用ページ内でmy daiz SPが自己のメンバーにおいてお客さまに提供する自己の商品・サービスに関するコンテンツを登録・掲載し、随時更新するために入稿することを可能とする機能
- (3) インフォメーション機能：my daiz SPがお客さまに提供する自己の商品・サービスに関するコンテンツ（別途ドコモが定める仕様を満たすものに限り）を、Push通知（本

アプリが未起動の状態であっても対応端末のホーム画面、Notification画面又はロック画面にメッセージ内容を表示することができるものをいいます) によりお客さまに提供することを可能とする機能

(4) 「対話機能」利用機能：お客さまの音声による入力、テキストによる入力その他の本アプリの画面上の操作等による本アプリ上でのドコモ所定の入力に対し、当該入力に適した結果を自動的に本アプリの画面上に表示、音声での読み出し等する機能（以下「対話機能」といいます）がお客さまに提供されるにあたり、my daiz SPが指定するお客さまの入力した内容に対する対応内容などを定めたシナリオ（以下「対話シナリオ」といいます）に基づき応対することを可能とする機能

(5) my daiz SP独自サービス連携等機能：メンバー専用ページを経由してお客さまに対して当該メンバーに関するmy daiz SP独自サービスを提供することを可能とする以下に定める機能

①my daiz SP独自サービス連携機能

my daiz SPシステムを本基盤システムとの間でAPI接続することにより、my daiz SP独自サービスにおいて提供される機能（my daiz SPが指定する機能のうち、コンテンツガイドラインに定める条件を満たすものに限り）を本アプリを通じてお客さまに提供することを可能とする機能

②my daiz SP独自サービス誘導機能

コンテンツ内にmy daiz SPが提供するmy daiz SP独自サービスを利用するためのWEBサイトへのリンクを設定し、若しくはmy daiz SP独自サービスを利用するためのアプリケーションソフトウェアを呼び出す機能を設定することにより、お客さまの対応端末において本アプリから、当該WEBサイト若しくはアプリケーションソフトウェアに遷移させることを可能とする機能

(6) メンバーキャラ配信機能：

本アプリ内でmy daiz SPが使用するメンバー毎の専用のキャラクター（対話シナリオに沿った発話において使用する合成音声を含みます）の申請、及びドコモが承認した場合におけるメンバー専用ページ内での動作等の当該専用のキャラクターのmy daiz SPによる運用に必要な登録を可能とする機能（なお、my daiz SPが本契約以外のドコモとの間の契約に基づき提供するキャラクターについては、本号の機能の対象外となります。詳細はコンテンツガイドラインで定めるとおりとします）

(7) 利用状況等参照機能：my daiz SPが自らのメンバーにかかるお客さまの利用状況に関する統計データ等を参照することを可能とする機能

2. ドコモは、my daizメンバー一覧におけるmy daiz SPのメンバーの名称を表示する階層及び場所、my daizメンバー一覧の構成等（メンバーの名称自体は含みません）を、my daiz SPの承諾なしに自由に決定することができるものとします。
3. my daiz SPは、本条第1項第1号乃至第6号に基づきmy daiz SPがコンテン

ツその他の情報を入稿（以下「コンテンツ等の入稿」といいます）することにより、my daiz SPが本規約等を遵守する限りにおいて、コンテンツの配信、提供その他my daiz SPによるメンバーの運営が可能となります。また、ドコモは、コンテンツを、ドコモの裁量によりmy daiz ポータルにおいて表示し又はお客さまに対して配信することができるものとします。

（認証）

第12条 my daiz SP管理者等用サイトの利用に際して、ドコモはdアカウントのID及びパスワードによりmy daiz SPを認証します。認証ができない場合、my daiz SPは本サービスを利用できません。

（dアカウント・コネク）

第13条 申込者又はmy daiz SPが第11条第1項第5号に定めるmy daiz SP独自サービス連携等機能（以下「my daiz SP独自サービス連携等機能」といいます）の利用を希望する場合であって、my daiz SPにおいて自己のメンバー登録を行ったお客さまを識別するための情報としてドコモがお客さま毎に割り振るユーザID（spモードの利用にかかる契約又はdアカウント毎にドコモが払い出す当該契約又はdアカウントに固有の記号であり、別途ドコモが定める仕様に規定されるものをいい、以下「ユーザID」といいます）と、当該メンバーに関するmy daiz SP独自サービスにおいてmy daiz SPが自己の顧客に割り当てているID及びパスワードとのID連携（ユーザIDに関する認証結果等の情報をmy daiz SPに提供することにより、当該認証結果等の情報を利用してmy daiz SPがmy daiz SP独自サービスを提供することを可能とすることをいいます）を行うことによりmy daiz SP独自サービスを提供することを希望するときは、申込者又はmy daiz SPは、別途ドコモが定める「dアカウント・コネク利用規約」（以下「dアカウント・コネク利用規約」といいます）に基づき必要な申込みを行い、ドコモとの間でdアカウント・コネク利用規約に定める「dアカウント・コネク」の利用にかかる契約（以下「dアカウント・コネク契約」といいます）を締結するものとします（既にドコモとの間でdアカウント・コネク契約を締結している場合はこの限りではありませんが、当該dアカウント・コネク契約においてドコモ所定の手続きが必要な場合にはこれに従うものとします）。my daiz SP独自サービス連携等機能は、my daiz SPとドコモとの間でdアカウント・コネク契約が有効に存続している場合に限り利用することができます。

2. my daiz SPは、my daiz SP独自サービス連携等機能を利用するにあたっては、本規約等のほか、dアカウント・コネク利用規約に定める事項を遵守するものとします。
3. my daiz SPとドコモとの間の本契約が終了した場合におけるdアカウント・コネク契約の取り扱いについては、dアカウント・コネク利用規約に定めるところによります。

（本サービスの停止等）

第14条 ドコモは、次の各号のいずれか一にでも該当する場合には、何らの通知を要することなく、my daiz SPに対する本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

(1) my daiz SPがお客さまに対してコンテンツを提供するにあたり、コンテンツガイドラインに定める条件を満たしていないとドコモが判断した場合。

(2) my daiz SPの本コンテンツ等（第20条第2項に定義します）が第22条第1項に違反し、又は違反するおそれがある場合。

(3) my daiz SPがドコモの承認した申請書の内容に反してメンバー等を提供していると認められる場合。

(4) ドコモが本コンテンツ等の全部又は一部を不適当と判断した場合。

(5) my daiz SPがメンバー等を直接又は間接に利用する者の利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用した場合。

(6) my daiz SPがドコモに対する債務（本規約等に基づく債務以外のものを含みます）の履行を現に怠り又は怠るおそれがある場合。

(7) ドコモに対してmy daiz SPが事実を反する内容の届出又は通知をした場合。

(8) my daiz SPが他のmy daiz SPによる本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為をなしたことが判明した場合。

(9) ドコモが定める期間を超えてmy daiz SPによる本サービスの利用実績がない場合。

(10) 第20条第2項に基づきmy daiz SPが提供する全てのメンバー等を終了した場合において、ドコモが定める期間を超えて当該my daiz SPによる新たなメンバー等の提供が開始されない場合。

(11) my daiz SP独自サービス連携等機能を利用するmy daiz SPとドコモとの間のdアカウント・コネクト契約が終了した場合。

(12) その他ドコモの業務の遂行上支障があるとドコモが認めた場合。

(13) その他my daiz SPが本規約等に違反した場合。

2. ドコモは、次の各号のいずれか一にでも該当する場合には、my daiz SPに対する本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。

(1) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなった場合。

(2) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する場合。

(3) ドコモの電気通信設備、本基盤システムその他my daiz 又は本サービスの提供にかかる機器、設備等の保守、工事等を実施する必要がある場合。

(4) dアカウント・コネクト契約に基づきdアカウント・コネクト利用規約に定める「dアカウント・コネクト」の全部又は一部の提供を停止又は中断する場合。

(5) ドコモの運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要がある場合。

3. ドコモは、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
4. ドコモは、第2項に基づく本サービスの全部又は一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨をドコモが適当と判断する方法でmy d a i z S Pに対して通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は当該通知又は周知を行わないことがあります。
5. ドコモは、前各項に基づきmy d a i z S Pに対する本サービスの提供の停止、中断又は本サービスの利用の制限等をしたことにより、my d a i z S P、お客さまその他の第三者に損害が生じた場合であっても、責任を負わず、また利用料金（第29条で定義します）の減免等はいりません。

（本サービスの変更・廃止）

- 第15条 ドコモは、ドコモの都合によりいつでも本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することができるものとし、この場合、ドコモは、変更日又は廃止日をmy d a i z S P管理者等用サイトへの掲載その他ドコモが適当と判断する方法でmy d a i z S Pに対して通知又は周知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
2. 前項に基づきドコモが本サービスの全部を廃止する場合、当該廃止日をもって、本契約も当然に終了するものとします。
 3. ドコモは、本条に基づき本サービスの全部若しくは一部を変更若しくは廃止し、又は本契約を終了したことにより、my d a i z S P又はお客さまその他の第三者に損害が生じた場合であっても、責任を負わず、また利用料金の減免等はいりません。

第4章 my d a i z S Pの義務等

（my d a i z S Pシステムの準備等）

- 第16条 my d a i z S Pは、自己の責任と費用において、別途ドコモが定める条件に基づき、my d a i z S Pシステムを準備し、インターネット又は専用回線等により本基盤システム等のドコモが指定する本サービスの提供にかかる機器、設備、システム等に接続しなければならないものとします。
2. my d a i z S Pは、自己の責任と費用において、my d a i z S Pシステムをコンテンツガイドラインに定める条件を遵守したうえで設置し、お客さまがメンバー等を利用することができるようにしなければならないものとします。
 3. ドコモは、コンテンツガイドラインについてmy d a i z S Pへの事前通知及び承諾なくして変更することができ、コンテンツガイドラインが変更された場合、my d a i z S Pは当該変更後

のコンテンツガイドラインの定めに従うものとします。なお、コンテンツガイドラインの変更がmy daiz SPのメンバー等の提供に著しい影響を及ぼすとドコモが判断した場合、ドコモはmy daiz SPに対して、my daiz SP管理者等用サイトへの掲示その他別途ドコモが定める方法により、当該コンテンツガイドラインの変更について事前に通知するものとします。

(メンバーの提供に関する申請等)

- 第17条 my daiz SPは、本契約が成立した後、別途ドコモが定める条件に基づき、my daiz SP管理者等用サイトから、提供を希望するメンバー毎に、メンバー等に関するドコモが指定する所定の申請書（ドコモが別途指定する場合は、ドコモが指定する書式の書面を含むものとし、以下「申請書」といいます）を提出することにより、メンバー等の提供を開始するために必要な申請を行うものとします。ただし、本契約の申込者は、本契約の申込みの後にドコモが指定する書式の申請書をドコモに提出し、ドコモの承諾を得ることにより、本契約の成立前にもかかわらず、my daiz SP管理者等用サイトの一部機能を利用することができるものとします。
2. ドコモは、my daiz SP及び本契約の申込者に対し、第1項の申請の内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、my daiz SP及び本契約の申込者はこれに応じるものとします。
 3. ドコモは、my daiz SP及び本契約の申込者から第1項に基づく申請がなされた場合、第5条第1項に準じて当該申請の諾否を決定するものとします。
 4. my daiz SPは、第1項に基づく申請がドコモにより承諾された後、該当のメンバー等の提供を開始する前までに、提供しようとするメンバー毎に、my daiz SPのmy daiz SPシステムがコンテンツガイドラインに定める条件を満たすことについてドコモの確認を受けなければならないものとします。
 5. ドコモは、my daiz SPのmy daiz SPシステムがコンテンツガイドラインに定める条件を満たさないと判断した場合には、本サービスを提供しないことができるものとします。

(my daiz SP独自サービスの提供可能範囲)

- 第18条 my daiz SPがmy daiz SP独自サービス（ただし、my daiz SPがmy daiz SP独自サービス連携等機能を利用することにより提供するものに限り、以下本条において同じとします）を提供することが可能な地域、お客さまがmy daiz SP独自サービスの全部又は一部の提供を受けるために利用可能な対応端末の種類等のmy daiz SP独自サービスの提供可能範囲については、別途ドコモが定めるところによるものとします。

(通信の安全性)

- 第19条 my daiz SPは、お客さまの通信の安全性を確保するために、本コンテンツ等及び本サービスを利用することにより提供されるmy daiz SP独自サービスにおいてmy daiz SPが提供する各種情報の内容に応じて暗号化など適切な安全措置を講じなければならないも

のとします。

2. ドコモは、本サービスの円滑な提供とお客さまの通信の安全性を確保するためにmy daiz SPに対して安全措置の実施について必要な助言等を行うことができるものとします。この場合、my daiz SPは、当該助言を可能な限り受け入れるものとし、自己の責任で適切な安全措置を講じるものとします。
3. ドコモは、前項の助言等に基づきmy daiz SPが講じるいかなる暗号化などの措置についても、その安全性に関し何らの保証を行うものではなく、責任を負わないものとします。

(コンテンツの確認等)

第20条 メンバー等の内容は、my daiz SPがドコモに提出し、ドコモが承認した申請書のとおりとし、my daiz SPは、当該申請書に従って、当該申請書に記載する範囲内においてのみ、メンバー等を提供するものとします。

2. my daiz SPは、メンバー等の名称及びコンテンツその他の情報（以下、総称して「本コンテンツ等」といいます）を変更（本コンテンツ等及びメンバー等の終了も含みます）する場合（ただし、ドコモが承認した申請書の内容に変更がない範囲で、当該申請書に基づいてコンテンツの日々の更新を行う場合は含みません）、ドコモの指示に従い、申請書をドコモに提出し、変更内容について、当該変更の1ヶ月前までにドコモの書面等による承認を得なければならないものとします。
3. ドコモは、メンバー等の提供の開始後も随時本コンテンツ等の確認を行うことができるものとします。なお、ドコモがmy daiz SPに対し、調査、確認への協力を求めた場合、合理的な理由がない限り、my daiz SPはこれに協力しなければならないものとします。
4. my daiz SPは、ドコモが本コンテンツ等の全部又は一部を不適切であると判断した場合、ドコモの指示に従い、本コンテンツ等を変更又は削除しなければならないものとします。

(コンテンツ変更の周知)

第21条 my daiz SPは、前条第2項に基づき本コンテンツ等の変更を行う場合は、その1ヶ月前までにドコモが指定する事項をお客さまに対して、書面又はサイトの画面等を通じて通知するとともに、お客さまの利益の保護に関して必要な措置を講ずるものとします。

(本コンテンツ等の保証)

第22条 my daiz SPは、本コンテンツ等について、次の各号に定める事項を保証するものとします。

- (1) 第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、氏名権、肖像権その他の権利を侵害せず、不正競争防止法に違反しないこと。
- (2) 第三者の名誉又は信用を毀損せず、プライバシーを侵害しないこと。
- (3) コンピュータウイルス等の有害なプログラムその他ドコモ又は第三者の機器、設備、システム

等の利用若しくは運用に支障を与える機能を含んでいないこと。

(4) 犯罪を構成しないこと。

(5) 公序良俗に反しないこと。

(6) 事実に反する内容を含んでいないこと。

(7) コンテンツガイドラインのうちコンテンツ提供ガイドラインに反するものではないこと。

(8) その他の法令等に違反しないこと。

2. my d a i z S Pは、自己の費用と責任により、本契約に基づく本コンテンツ等の配信その他ドコモによる本コンテンツ等の取り扱いに関して必要となる一切の第三者の許諾、承諾を取得するものとします。
3. 本コンテンツ等が第1項各号又は前項に定める事項の違反に該当する又は該当するおそれがあるとしてドコモと第三者との間で問い合わせ、苦情、紛争等が生じたときは、my d a i z S Pは自らの費用及び責任においてこれを解決し、ドコモを免責せしめるものとします。
4. 前項にかかわらず、ドコモは、自らが紛争等の解決にあたるのが合理的に必要と認められる場合においては、前項に定める第三者との紛争等を自ら解決することができるものとし、この場合、ドコモは、my d a i z S Pにその一切の損害及び合理的な範囲内の費用（弁護士費用を含みます）を請求することができるものとします。
5. メンバー等に起因する第三者との紛争等によりドコモが損害を被った場合は、my d a i z S Pはその一切の損害及び合理的な範囲内の費用（弁護士費用を含みます）を賠償するものとします。
6. my d a i z S Pは、自己が提供するSNS型サービスにかかるメンバーを提供する場合、第1項の定めは別紙1に定める内容に読み替えて適用されることを確認し、前各項の定め（当該読み替えにより適用される別紙1を含むものとします）を遵守するものとします。また、この場合、my d a i z S Pは、本規約等に定める条件のほか別途ドコモが定めるSNS型サービスに関する運用方針を遵守しなければならないものとします。なお、本項の目的において「SNS型サービス」とは、my d a i z S P独自サービスのうち、my d a i z S Pが、自己のサービス利用者等にmy d a i z S Pシステムへのコンテンツの記録を許容し、当該サービスの利用者等に当該コンテンツを配信するSNS型サービスとしてドコモが認めたものをいいます。

(情報の取り扱い等)

- 第23条 my d a i z S Pは、ドコモがお客さまから同意を得た場合若しくはお客さまに代わって提供する場合を除き、ドコモよりお客さまの氏名、住所、電話番号、ユーザIDその他のお客さまに関する一切の情報（以下「お客さま情報」といいます）の提供を受けられないことを承諾するものとします。ただし、利用状況等参照機能により閲覧可能なお客さまの利用状況に関する統計データ等についてはこの限りではありません。
2. my d a i z S Pは、ドコモの事前の同意を得ることなくして、メンバー等を通じて知得したお客さま情報を本サービスを利用したメンバー等の運営の目的以外に使用せず、また、第三者に開

示、漏洩しないものとします。

3. my daiz SPは、メンバーを通じてmy daiz SP独自サービスのために位置情報を取得及び使用する場合は、別途ドコモが定める資料に記載の事項を遵守するものとします。
4. ドコモは、お客さま情報（my daiz SPが提供するメンバーに関するものを含みます）を別途ドコモが定めるプライバシーポリシー及び本アプリにかかるアプリケーションプライバシーポリシーに定める範囲内で利用（第5項乃至第8項に定める目的を含みます）することができるものとします。
5. ドコモは、第11条第1項第7号に定める利用状況等参照機能の一機能として、対話機能を利用してお客さまが入力したデータ（音声データ及び当該音声データを文字データに変換したデータ、テキストデータを指すものとします）及び当該お客さまが入力したデータに基づき実行された、対応端末又は対応端末に搭載されているアプリケーション（本アプリを含みます）の機能や対応端末に保存されている情報の呼び出し履歴その他の機能の実行内容及び実行結果等の情報（以下、総称して「対話機能ログ」といいます）について、my daiz SPが対話シナリオの改良、改善及び変更等対話機能の最適化の目的の範囲で利用を希望した場合、提供先においてお客さま情報を個人を特定できない形式に加工したうえで当該my daiz SPに提供します。この場合、my daiz SPは、本項に定める目的のために必要な範囲に限り、当該対話機能ログを利用することができるものとします。
6. ドコモは、よりお客さまにあったコンテンツをレコメンドする機能をmy daiz上でお客さまに対して提供するために、Petametrics, Inc.（以下「Patametrics」といいます）が提供するLiftIgniterサービス等を活用しています。ドコモは、お客さま情報（my daiz SPが提供するメンバーに関するものを含みます）について、Patametricsによる当該LiftIgniterサービス等のレコメンドエンジンの技術向上を目的として、提供先において、操作ログ及び対話機能ログをお客さま情報を個人を特定できない形式に加工したうえでPetametricsに提供します。
7. ドコモは、日本電信電話株式会社との共同により研究開発を行っている音声認識機能及び音声合成機能その他の製品・サービスの改良、改善、提供のために、対話機能ログ（my daiz SPが提供するメンバーに関するものを含みます）を、提供先において個人を特定できない形式に加工したうえで日本電信電話株式会社に提供します。
8. ドコモは、位置情報（my daiz SPによるメンバーの提供に関してドコモが取得するものを含みます）を、お客さま個人を特定できる情報を含まない、相対的かつ統計的なデータ（以下「統計データ」といいます）に加工し、当該統計データを、ドコモが有用又は適切と考える目的（公共の利益増進にかかる調査・研究目的、法人等による事業の円滑な運営やサービスの向上の目的等）のために自ら利用するほか、第三者に提供することがあります。

（広告方法・内容等）

第24条 my daiz SPは、本コンテンツ等の広告宣伝（オフラインによる広告を含みます）を行う場合、法令等を遵守するほか、次の各号の規定を遵守しなければならないものとします。

(1) 特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法その他関係法令に違反しないこと。

(2) 虚偽、誇大な表現などにより顧客に誤認を与えるおそれのある表示をしてはならないこと。

(3) 本コンテンツ等の名称、提供者名、連絡先、利用にかかる料金その他ドコモが指定する事項をはっきりと読み取れる文字で記載しなければならないこと。

(4) 本コンテンツ等をドコモが提供又は保証しているとの誤解を与えるおそれのある表示をしてはならないこと。

(5) 公序良俗に反する表現及び社会風俗に著しい悪影響を与えるおそれのある表現を使用してはならないこと。

(6) 公序良俗に反するサイト・媒体、反社会的な行為を肯定・礼賛する表現を用いたサイト・媒体、及び異性紹介事業など出会いを目的としたサイト・媒体において広告宣伝を行ってはならないこと。

(7) ドコモが承認した申請書により定められた範囲以外の取引を誘引する行為を行わないこと。

(メンバー等の提供等)

第25条 my daiz SPは、お客さまがメンバーを利用するための契約（以下「メンバー利用契約」といいます）及びmy daiz SP独自サービスの利用にかかる契約（my daiz SP独自サービス連携等機能を利用して締結するものであるか否かを問いません。以下「my daiz SP独自サービス契約」といい、メンバー利用契約及びmy daiz SP独自サービス契約を総称して以下「my daiz SP契約」といいます）を締結する場合、my daiz SP自らの責任において、相手方が契約を締結する能力及び権限を有することを確認して、my daiz SPとお客さまとの間で行うものとし、ドコモはこれらのmy daiz SP契約の当事者にはならないことを確認するものとし、

2. my daiz SPはお客さまに対し、my daiz SP契約の締結、変更、解約等はmy daiz SPとの間で行うものでなければその効力を有しないこと及びドコモが何らの責任を負わないことを書面又はサイトの画面等を通じて周知しなければならないものとし、
3. メンバー等はmy daiz SPが提供するものとし、ドコモは、メンバー等の提供者がmy daiz SPであることを明示することができるものとし、
4. my daiz SPは、お客さまのご契約状態に変更が生じた場合、ドコモとの間のmy daiz SPの利用にかかる契約が終了する場合があります。この場合には、当該時点をもって、my daiz SPとお客さまとの間で締結したメンバー利用契約が終了すること、及びドコモは当該契約の終了に起因してmy daiz SP、お客さまその他の第三者に生じた損害について、責任を負わないことをあらかじめ承諾するものとし、なお、my daiz SPは、メンバー利用契約の終了時点においてmy daiz SPと当該お客さまとの間で成立済みのmy daiz SP独自サービス契約については、当該メンバー利用契約の終了によってもその効力につき影響は生じないことをあらかじめ確認するとともに、当該条件をお客さまとの間のmy daiz

S P 独自サービス契約の条件としうえて、当該my d a i z S P 独自サービス契約の履行を誠実に行うものとします。

(本人確認)

第26条 対応端末により通信を行っている者とお客さまの同一性の確認その他対応端末により通信を行っている者の確認に関して、ドコモは責任を負わないものとし、my d a i z S P はこれに異議を述べないものとします。

(苦情対応)

第27条 my d a i z S P は、my d a i z S P 契約又はメンバー等に関する苦情、問い合わせ等に対しては、自らの費用と責任で対応し、解決しなければならないものとします。

2. ドコモがお客さまその他の第三者からmy d a i z S P 契約又はメンバー等に関して苦情、問い合わせ等を受けた場合、ドコモは、当該苦情、問い合わせ等にかかる対応をmy d a i z S P に引き継ぐものとし、my d a i z S P は、自らの費用と責任をもって対応、解決しなければならないものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、やむを得ずドコモが苦情、問い合わせ等に対応したことにより、その他当該苦情、問い合わせ等に起因してドコモに損害又は費用が発生した場合は、my d a i z S P は、ドコモに対して、当該損害及び合理的な範囲内での費用（弁護士費用を含みます）を賠償するものとします。
4. my d a i z S P は、my d a i z S P 契約又はメンバー等に関する苦情対応その他のための連絡窓口を開設しなければならないものとします。また、my d a i z S P は、ドコモがお客さまその他の第三者からmy d a i z S P 契約又はメンバー等について苦情、問い合わせを受けた場合、かかる苦情、問い合わせを行った者に対してmy d a i z S P の連絡先等を知らせることを承認するものとします。
5. my d a i z S P は、my d a i z S P 契約又はメンバー等に関して苦情、問い合わせ等を受けた場合、速やかにこれをドコモに通知しなければならないものとします。

(本契約終了時等の措置)

第28条 ドコモとmy d a i z S P との間の本契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合又は第14条に基づき本サービスの全部の提供が停止若しくは中断され又は本サービスの全部の利用が制限等された場合は、my d a i z S P は、自己の費用と責任により速やかにお客さまに対してメンバー等の提供及びメンバー利用契約を終了すること又は当該メンバー等が利用できなくなることを周知し、また、本契約の終了時にはお客さまとの間で締結した全てのメンバー利用契約について円満に解約するものとします。なお、my d a i z S P は、メンバー利用契約の終了時点においてmy d a i z S P と当該お客さまとの間で成立済みのmy d a i z S P 独自サービス契約については、当該メンバー利用契約の終了によってもその効力につき影響は生じな

いことをあらかじめ確認するとともに、当該条件をお客さまとの間のmy d a i z S P独自サービス契約の条件としたうえで、当該my d a i z S P独自サービス契約の履行を誠実に行うものとします。

2. ドコモは、my d a i z S Pが入力した本コンテンツ等を、my d a i zの提供又は本サービスの提供に必要な範囲を超えて保存する義務を負わないものとし、本契約が終了した後は、自らの裁量と判断により本コンテンツ等を削除することができるものとします。

(本サービスの利用の対価及び支払い)

第29条 my d a i z S Pによる本サービスの利用の対価（以下「利用料金」といいます。）は、別紙3に記載のとおりとします。

2. ドコモは、my d a i z S Pが本サービスを利用した月の翌月末までに利用料金に関する請求書をmy d a i z S Pに交付するものとし、当該請求書を受領したmy d a i z S Pは、利用料金を当該利用料金に加算される消費税（地方消費税を含みます。）相当額とともに、当該請求書の交付日の翌月末まで（以下「支払期日」といいます。）にドコモが指定する金融機関の口座に振り込む方法によって支払うものとします。なお、振込にかかる手数料はmy d a i z S Pが負担するものとします。

(相殺)

第30条 ドコモは、my d a i z S Pに支払義務を負う債務と、ドコモがmy d a i z S Pに対して有する支払期日の到来した債権相当額とを何時でも相殺することができるものとします。

(支払遅延利息)

第31条 第29条に基づきmy d a i z S Pが支払を要する利用料金について、ドコモの定める支払期日を経過してもなお支払いがない場合は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算した額を、my d a i z S Pは延滞利息としてドコモに支払うものとします。

(端数処理)

第32条 ドコモは、手数料その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとします。

(差別的扱いの禁止・協力義務)

第33条 my d a i z S Pは、メンバー専用ページを通じてmy d a i z S P独自サービスの申込みを行ったお客さまに適用される対価を他の申込方法によりmy d a i z S P独自サービスの申込みを行った者に適用される対価に比して高い金額とする等、お客さまにとって不利となる差別的扱いをしてはならないものとします。

(利用規約の制定義務)

第34条 my daiz SPは、自己のmy daiz SP独自サービスの利用規約を定め、公衆の閲覧に供するものとします。また、my daiz SPは、自己がmy daiz SP独自サービス連携等機能を利用してお客さまに提供するmy daiz SP独自サービスにかかるmy daiz SP独自サービス契約をお客さまとの間で締結しようとする場合には、関係法令・ガイドライン等に基づく当該お客さまからの同意を取得する等、適切な措置を講じるものとします。

第5章 雑則

(ドコモ商標等の使用許諾)

第35条 my daiz SPは、ドコモの事前の書面等による承諾を取得した場合に限り、ドコモの指定する商標、ロゴマーク等（以下「商標等」といいます）を、別紙2「spモード関連ロゴ利用規約について」その他別途ドコモが定めるガイドラインを遵守することを条件として、使用することができるものとします。

2. ドコモが不適当と判断したとき、又は、本契約が終了したときは、my daiz SPは、商標等の使用を直ちに中止しなければならないものとします。

(権利の帰属)

第36条 コンテンツガイドラインその他本サービスを通じてドコモからmy daiz SPに開示される情報、資料、ツール等（以下本条において「コンテンツガイドライン等」と総称します）にかかる著作権及び特許権等の知的財産権並びにノウハウ等の一切の権利はドコモ又は第三者に帰属するものであり、別途書面により定める場合を除き、my daiz SPは、本規約等に基づきドコモ又は第三者より何らの権利の移転又は本規約において定める以外の使用又は利用の許諾を受けるものではないものとします。

2. my daiz SPがコンテンツガイドライン等に基づき、ドコモから提供され、又は知得した情報又は技術に基づいて、発明、考案又は意匠の創作をなしたときは、直ちにドコモに通知するものとし、かかる通知後速やかにその発明、考案又は意匠の創作に基づく特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利の帰属及び実施条件等について、my daiz SPとドコモで協議の上必要又は相当と認められる事項を定めるものとします。

(秘密保持)

第37条 my daiz SPは、ドコモの事前の書面による承諾なくして、本契約の履行に関してドコモ

から口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データなどのドコモの技術上、営業上、業務上の一切の情報（以下、総称して「秘密情報」といいます）を本契約の履行以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩してはならないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、my d a i z S Pが次の各号の一に該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示され又は知得する以前に公知であった情報
 - (2) 開示され又は知得する以前に自らが既に所有していた情報
 - (3) 開示され又は知得した後、自らの責に帰さない事由により公知となった情報
 - (4) 開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
 - (5) 開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
3. my d a i z S Pは、メンバー等の提供のために秘密情報を知る必要のある自己の役職員で、本規約等に定める義務を遵守することに同意している者のみに秘密情報を開示することができるものとします。
4. 第1項の規定にかかわらず、my d a i z S Pは、ドコモから事前に書面による承諾を得た第三者（以下「開示先」といいます）に限り、秘密情報を開示することができるものとします。ただし、この場合、当該開示先に本規約等に定める自己の義務と同等以上の義務を課すとともに、当該開示先が当該義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。なお、my d a i z S Pは、開示先に秘密情報を開示した場合において、当該第三者が当該義務に違反し、ドコモに損害を与えたときは、自らの故意又は過失の有無にかかわらず、ドコモが被った一切の損害を賠償するものとします。

（秘密情報の保管及び複製等の禁止）

第38条 my d a i z S Pは、秘密情報を含む全ての文書並びにその他の媒体（電子的に記録されたものを含みます）及びそれらの複製物（以下、総称して「秘密書類」といいます）を他の資料や物品と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。

2. my d a i z S Pは、事前にドコモの書面による承諾がない場合、秘密書類の全部又は一部を複製又は改変することはできないものとします。
3. my d a i z S Pは、本契約が終了し又は解除されたときは、速やかにドコモの指示に従い、秘密書類をドコモに返還し、又は破棄するものとします。

（認証キーの管理等）

第39条 申込者又はmy d a i z S Pは、本契約の申込み又は本サービスの利用のために利用するドコモから発行を受けた自己のdアカウント及びそれらを入力したことのある通信機器（以下、総称して「認証キー」といいます）を、自己の費用と責任において厳重に管理し、認証キーを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等をしてはならないものとします。認証キーの管理不十分、

利用上の過誤又は第三者による不正利用等については、my daiz SPが責任を負い、ドコモは責任を負いません。

2. my daiz SPが法人の場合は、正当な権限を有する従業員以外に認証キーを利用させてはならないものとします。
3. my daiz SP管理者等用サイトにmy daiz SPの認証キーが入力された場合は、ドコモは当該my daiz SPが入力したものとみなします。
4. my daiz SPは、認証キーの盗難や不正利用等の事実を知った場合、直ちにその旨をドコモに通知するものとします。この場合において、ドコモから指示があったときは、これに従い対応するものとします。
5. 認証キーの管理不十分、利用上の過誤、第三者の使用等により、my daiz SP、お客さまその他第三者に損害が生じた場合でも、その責任はmy daiz SPが負うものとし、ドコモは責任を負わないものとします。また、認証キーが不正に利用されたことにより、ドコモに損害が生じた場合、my daiz SPは、ドコモに対しその損害を賠償するものとします。
6. dアカウントのご利用条件について、本規約等の定めとdアカウント規約の定めとが矛盾、相違する場合には、dアカウント規約の定めが優先的に適用されるものとします。

(my daiz SPへの連絡等)

- 第40条ドコモは、my daiz SPに対する連絡その他通知を、届出連絡先（次項に定義します）への郵送等による通知、my daiz SP管理者等用サイトへの掲示その他別途ドコモが定める方法により行うものとします。
2. my daiz SPは、商号、住所、連絡責任者名、連絡電話番号、メールアドレス等、本契約の申込書その他本規約等に従いドコモへ届け出た内容（以下「届出連絡先」といいます）を変更する場合は、別途ドコモが定める方法により事前に変更を届けなければならないものとします。この場合、ドコモは、my daiz SPより受理した届出にかかる変更の事実を証明するため、公的書類その他の書類の提出をmy daiz SPに対して求める場合があり、my daiz SPはこれに応じるものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、ドコモに届出がないときは、本規約等に定めるドコモからの通知については、ドコモが届出を受けている届出連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなします。
 3. ドコモが、my daiz SPへの通知を電子メールにより行った場合、当該通知は、当該電子メールがドコモの送信用電子計算機から発信された時点でmy daiz SPに到達したものとみなします。なお、my daiz SPは、万が一ドコモから通知された当該電子メールが文字化けその他のデータ化け等により読み出し不能な場合には、直ちにドコモに連絡し、その内容についてドコモに確認を求めるものとします。
 4. ドコモが、my daiz SPへの通知を郵送で行った場合、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。また、my daiz SP管理者等用サイトへの掲示による通知は、ドコモが掲示を行った日から起算して5日間が経過した時点でmy daiz SPに到達し

たものとみなします。

5. ドコモは、届出連絡先に対して郵送等の通知を行い、相当の期間を定めて当該通知において指定したドコモの連絡先への連絡を求めたにもかかわらず、my d a i z S Pが当該期間内に当該ドコモの連絡先への連絡を行わない場合、当該通知が現実にmy d a i z S Pに到達したか否かにかかわらず、my d a i z S Pが第10条第1項第5号に該当するものとみなすことができるものとします。

(損害賠償)

第41条 my d a i z S Pは、本規約等の違反、その他メンバー等の提供、my d a i z S P独自サービスの提供その他の本サービスの利用に関してドコモ又は第三者に損害を及ぼした場合、ドコモ又は第三者に対しその損害（弁護士費用を含みます）を賠償するものとします。

(免責)

第42条 本サービスの利用は、my d a i z S P自身の判断と責任において行っていただきます。ドコモは、本サービスについて、それらの内容の真偽、正確性、有用性、即時性、信ぴょう性、適法性、第三者の権利を侵害していないこと、メンバー等の提供の継続、特定目的適合性、その他本サービスを利用したこと若しくは利用できなかったこと及びその結果等について一切保証しておらず、これらに関連してmy d a i z S P及び第三者に対して損害が生じた場合であってもドコモは当該損害について責任を負いません（ただし、ドコモに故意又は重大な過失がある場合を除きます）。

(法令等の遵守)

第43条 my d a i z S Pは、本規約等の定めに従うほか、監督官庁の指示、指導及び関係法令等を遵守するものとします。

2. ドコモ又はmy d a i z S Pは、相手方に対して、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という）であること

(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難され

るべき関係を有すること。

3. ドコモ又はmy d a i z S Pは、自らが又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損する行為し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
4. ドコモ及びmy d a i z S Pは、本契約を履行するにあたり業務を委託する契約その他本契約に関連する契約（以下、総称して「関連契約」といいます）の相手方（以下、「関連契約事業者」といい、関連契約が数次に渡る場合は、その全てを含みます）が次の各号に該当したときは、速やかに関連契約の解除その他の必要な措置を取らなければならないものとします。
 - (1) 関連契約事業者が第2項各号に該当することが判明したとき。
 - (2) 関連契約事業者が自ら又は第三者を利用して、第3項各号に掲げる行為をしたとき。
5. ドコモ及びmy d a i z S Pは、相手方が前三項に違反した場合は、通知又は催告等何らかの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。
6. ドコモ及びmy d a i z S Pは、前項に基づき本契約を解除したことにより、相手方又は第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。

（変更の届出）

- 第44条 my d a i z S Pは、氏名、商号等の名称、住所、電話番号その他の本サービスに関するドコモへの届出内容に変更があった場合は、速やかにドコモに届け出るものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、ドコモに届出がない場合（届出後、ドコモがその変更内容を確認できるまでの間を含みます）、本規約に定めるドコモからの通知については、ドコモがmy d a i z S Pから届出を受けている連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなします。
2. 前項の届出があった場合、ドコモは、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出をmy d a i z S Pに求める場合があり、my d a i z S Pはこれに応じるものとします。

（準拠法）

- 第45条 本規約等及び本規約に基づく本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

（合意管轄）

- 第46条 本規約等及び本規約に基づく本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(協議事項)

第47条 本規約等に定めのない事項及び解釈上疑義の生じた事項については、必要に応じてmy d a
i z S Pとドコモ間で協議のうえ定めることとします。

2020年10月1日 制定

【別紙 1】

S N S 型サービス提供時の特約事項

「（本コンテンツ等の保証）

第 2 2 条 コンテンツ提供契約者は、SNS型サービスにかかるメニュー及びサイトの名称について次の各号に定める事項を保証するものとします。

- （1）第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、氏名権、肖像権その他の権利を侵害せず、不正競争防止法に違反しないこと。
- （2）公序良俗に反しないこと。
- （3）その他の法令等に違反しないこと。

また、my d a i z S P は、お客さまに対して、S N S 型サービスの利用に際して以下各号に定める事項を遵守するよう義務付けるものとし、お客さまが当該事項の一にでも違反した場合には、速やかに当該違反を是正（本コンテンツ等の削除及び当該お客さまによるmy d a i z S P 独自サービスの利用の停止を含むがこれに限られません）しなければならないものとします。

- （1）第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、氏名権、肖像権その他の権利を侵害せず、不正競争防止法に違反しないこと。
- （2）第三者の名誉又は信用を毀損せず、プライバシーを侵害しないこと。
- （3）その他第三者に対して経済的又は精神的な不利益を与えないこと。
- （4）第三者の個人情報を収集し又は公開しないこと。
- （5）犯罪を構成する行為をしないこと。
- （6）公序良俗に反しないこと。
- （7）その他の法令等に違反しないこと。
- （8）my d a i z S P 独自サービスの円滑な提供に支障を与えないこと。
- （9）前各号のいずれかに違反するコンテンツを提供する第三者のサイトの利用を誘導しないこと。

以上

【別紙 2】

s pモード関連ロゴの利用規約について

(1) 「my daiz」、「s pモード」及び「dメニュー」、「dマーケット」、「i コンシェル」、「しゃべってコンシェル」（以下、総称して「ロゴ」といいます）を利用する者（以下「利用者」といいます）は、ロゴをs pモードに適したホームページやs pモードに対応したカタログ等にも、ドコモの承諾を受けた内容及び方法等により使用することができ、それ以外の方法で利用してはなりません。利用者は、ロゴを日本国内でのみ使用することができるものとします。利用者は、ロゴの使用を第三者に許諾することは禁じられています。利用者がロゴを使用し、損害を被ったとしても、ドコモは責任を負いません。

(2) ロゴには、一切変更を加えないで下さい。

(3) ロゴの使用にあたってはあまり目立ちすぎないようにして下さい。最低限の条件としては、タイトルと利用者自身の企業ロゴよりも小さく表示すること、同時に扱う他の企業ロゴより大きく扱ったり、目立たせたりしないこと、表示位置はあまり目立たない場所を選ぶこと、が挙げられます。

(4) ロゴは、単独で利用するものとし、他のグラフィックやテキスト要素と抱き合わせての使用、他のロゴや商標の一要素となるような使用はしてはなりません。

(5) 利用者は、このロゴを利用するにあたり、法令諸規則を遵守しなければなりません。ロゴの利用にあたっては事実に基づき、誤解を招かない方法でなければなりません。ロゴの利用者は、事実と反してあたかも自分がドコモと何らかの関係を持ち、あるいはドコモの支援又は後援をうけているようにほめかしてはなりません。s pモードサービスと全く関係のないところにロゴを使用した場合は、ドコモの訴訟の対象となります。また、ドコモやその商品を非難するような声明や、ドコモにとってマイナスとなるようなメッセージをこのロゴと併用しないでください。利用者は、理由のいかんを問わずドコモからロゴの使用を停止するよう指示を受けた場合、直ちにその指示に従うものとします。

(6) ロゴを掲載する際には、他の法的告知と同一個所に、以下の説明文を載せることに同意していただきます。

*「s pモード」及び「s pモード」ロゴはN T Tドコモの登録商標です。

*「dメニュー」及び「dメニュー」ロゴはN T Tドコモの登録商標です。

*「dマーケット」及び「dマーケット」ロゴはN T Tドコモの登録商標です。

*「i コンシェル」及び「i コンシェル」ロゴはN T Tドコモの登録商標です。

*「しゃべってコンシェル」ロゴはN T Tドコモの商標です。

{my daiz SP}

* 本〇〇〇（サービス名）は、当社のサービスであり、株式会社N T Tドコモのサービスではありません。

〔その他の者〕

* 本〇〇〇（当社）は、株式会社N T Tドコモとは何らの関係もありません。

（7）ドコモはロゴが間違いなくこの規約に沿って使用されるよう、その利用方法（サイズ、併用されるテキストの内容等）について諾否を決定する権利を留保します。

（8）利用者はドコモがロゴに関する権利を有することを認め、このロゴと混同を招く類似したロゴマークや商標については、一切その採用、利用、登録ないし登録出願を行わないことに合意するものです。利用者は、ロゴを利用することによって何ら権利を得るものではなく、ドコモがロゴから得る利益を損なうような行為は一切行わないものとします。利用者がロゴに関して何らの権利を得た場合、利用者はドコモから要請があればこの権利をドコモに返却するものとします。

（9）ドコモは、第三者の権利の侵害に対する保障、適用法で黙示されている保証などを含め、ロゴに関して何の保証もいたしません。ドコモは利用者がこの規約に基づいてドコモのロゴを利用したことによって生じる侵害その他の請求について、賠償するものではありません。利用者は、自己の責任においてロゴを使用するものとし、利用者がドコモのロゴを利用したことによって生じるあらゆる請求や責任から、ドコモを免責することに同意します。これらの条件に同意しない場合は、ドコモのロゴを使用してはなりません。

（10）ドコモは理由の如何にかかわらず随時この規約を変更、保留し、あるいはこの規約に従って与えられているロゴ使用許諾を撤回する権利を留保します。ドコモはドコモの商標又はロゴが誤用されたり、その使用が不公正、誤解、矮小化、権利侵害などに結びつく場合に、しかるべき措置をとる権利を留保します。

（11）my d a i z S P以外は、ロゴをウェブページ上で使用する場合、（6）の規定の他、ドコモのmy d a i z ポータルからのリンクでないことを明記して下さい。

以上

【別紙 3】

利用料金

1. 用語の定義

この別紙（以下「本別紙」といいます）は、本規約第 29 条で定める利用料金について定めるものとします。なお、本別紙で使用する用語の解釈については、本規約で定めるもののほか、次の各号で定める定義に従うこととします。

(1) 「インフォメーションを含むコンテンツ登録」

my daiz SPが、my daiz SP 管理者等用サイトにてインフォメーション機能を利用して、お客さまにコンテンツを配信するための配信依頼登録のことをいいます。

(2) 「インフォメーション配信」

インフォメーションを含むコンテンツ登録に基づいて、お客さまにコンテンツを配信することをいいます。

(3) 「送信数」

お客さまに配信されたインフォメーション配信の配信先の総数のことをいい、当該配信先であるお客さまが本アプリを削除している等の理由により、配信対象外となったことをドコモが確認できた配信を含まないものをいいます。なお、my daiz SPは、my daiz SP 管理者等用サイトにて、当月を含む過去 3 ヶ月分の送信数を確認することができます。但し、システム障害等により正しい送信数が表示されない場合があることをmy daiz SPはあらかじめ了承するものとします。

(4) 「インフォメーション配信開始日」

インフォメーションを含むコンテンツ登録によって、登録されたインフォメーション配信が配信開始された日のことをいいます。

(5) 「インフォメーション配信終了日」

インフォメーションを含むコンテンツ登録によって、登録されたインフォメーション配信が配信終了された日のことをいいます。なお、インフォメーション配信終了日はインフォメーション配信開始日から起算して 90 日以内の特定日により設定しなければならないものとします。

2. 利用料金表

本規約第 29 条にて定める利用料金の額は、以下のとおりとします。

レンジ	送信数	単価（税込み）
1	0 通～1,000 通/月	0 円/通
2	1,001 通～250,000 通/月	5.5 円/通
3	250,001 通～500,000 通/月	4.4 円/通
4	500,001 通～1,000,000 通/月	3.3 円/通

※表示価格は全て税込みです。

※インフォメーション配信に係るインフォメーション配信終了日の属する月が、当該インフォメーション配信に係るインフォメーション配信開始日の属する月と異なる場合、当該インフォメーション配信の送信数は、すべてインフォメーション配信終了日が属する月の送信数として計上されるものとします。

※利用料金の合計額に 1 円未満の端数があった場合は、切り捨てとします。

※1,000,001 通/月以上のインフォメーション配信については、あらかじめドコモと単価について協議し、ドコモの承諾を得たうえで実施するものとします。

以上